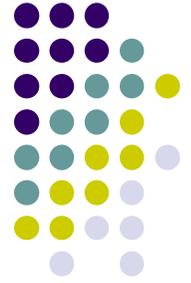




デジタル・アーカイブと著作権

弁護士 竹内千春
のぞみ総合法律事務所

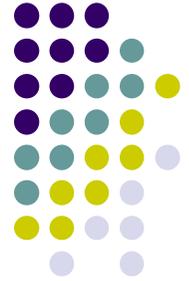


- I. 著作権制度の概要
- II. デジタル・アーカイブとは？
- III. デジタル・アーカイブと著作権
- IV. 著作権処理



I . 著作権制度の概要

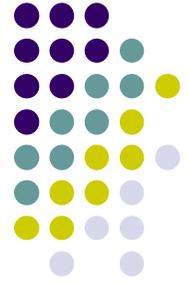
著作権制度の概要



著作権は知的財産法の一分野
知的財産法共通のルール

- ①著作物とは
- ②著作者とは
- ③著作者の権利の内容
- ④保護期間
- ⑤権利制限規定とは

著作物とは？



- 著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう。(著作権法2条1項1号)
 - 思想又は感情
 - 創作性
 - 表現したもの
 - 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

著作物の例(法10条)



- ①言語 小説, 脚本, 論文, 講演など
 - ②音楽 楽曲, 楽曲を伴う歌詞
 - ③舞踏又は無言劇 ダンス, パントマイムの振り付けなど
 - ④美術 絵画, 版画, 彫刻, 漫画など
 - ⑤建築 芸術的な建築物など
 - ⑥図形 地図, 学術的な図面, 図表, 模型など
 - ⑦映画 劇場用映画, ビデオ, アニメなど
 - ⑧写真 写真, グラビアなど
 - ⑨プログラム コンピューター・プログラム
- その他

著作者とは？



- 著作者とは「著作物を創作する者」
(法2条1項2号)
- 法人著作の要件(法15条1項)
 - ① 法人の発意に基づく
 - ② 法人の業務に従事する者が職務上作成する
 - ③ 法人等が自己の名義で公表するもの
 - ④ 作成のときの契約, 勤務規則その他に別段の定めがない

著作者の権利の内容



- 著作物を創作すると、著作者には**著作財産権**と**著作者人格権**の2つの権利が発生する。
- 著作財産権と著作者人格権は、著作物を創作した時点で自動的に発生（無方式主義）
- 著作財産権は譲渡・相続が可能だが、著作者人格権は譲渡・相続不可（一身専属的権利）

著作者人格権とは？（法18～20条）



①公表権

未公表の著作物を公表するか否か決める権利

②氏名表示権

著作物を公表する際に、著作者の名前を表示するか否か、また表示する場合に、実名を使用するか否か決める権利

③同一性保持権

著作物の内容や題名を意に反して改変されない権利

著作財産権とは？（法21条～28条） 1/2



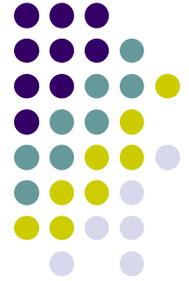
複製権を中心とした，著作物の利用をコントロールすることができる権利。（独占的，排他的権利）

- **複製権：** 著作物を独占的に複製する権利
 - **公衆送信権：** 著作物を独占的に公衆に向け送信する権利
 - **上演権・演奏権・上映権・口述権**
著作物を独占的に公衆に上演，演奏，上映，口述する権利
 - **展示権**
 - **頒布権・譲渡権・貸与権**
 - **翻訳権・翻案権**
 - **二次的著作物の利用権**
- 等の権利（支分権）が束になったもの。

著作財産権とは？ 2/2



- 著作権者の承諾なしに，著作物の複製・公衆送信等を行うことは禁止されている。
 - **複製**とは：有形的に再生すること。形あるものにコピーすればその方法は問わない。
 - **公衆送信**とは：公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は直接電気通信の送信を行うこと。
- * 著作権者の**公衆送信権**を侵害する行為の例
著作者の許可なく
- 著作物をテレビやラジオで放送する
 - 著作物をインターネットで公開する
 - 著作物をファックスやメールで公衆に向けて送信する



著作権の保護期間

(原則)

創作に始まり, 著作者の死後50年まで存続

(例外)

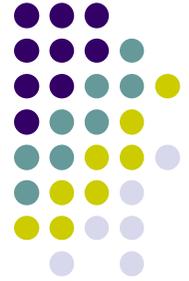
無名・変名・団体名義の著作物は公表後50年

映画の著作物は公表後70年

* 戦時加算

・パブリックドメイン: 著作権の保護期間が過ぎ,
著作権が消滅した著作物

主な権利制限規定



例外的に著作者の許諾なく著作物の利用が可能な場合(例)

- ・私的利用のための複製(法30条)
- ・図書館等における複製(法31条1項)
- ・引用(法32条)
- ・教育機関における複製(法35条1項)
- ・営利を目的としない上演等(法38条)

* 著作財産権が制限されても著作者人格権は制限されない(法50条)

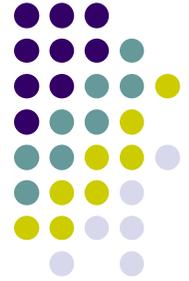
図書館等における複製（法31条1項）



- 図書館等においては、営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製できる場合を認めている。

<複製が認められる3つの場合>

- ① 利用者の求めに応じて調査研究目的に供するために公表された著作物の複製物の一部分を1人に1部提供する場合
- ② 図書館資料の保存のために必要がある場合
- ③ 他の図書館等の求めに応じ、絶版等の理由により複製物を提供する場合



引用(法32条1項)

- ①すでに公表されている著作物であること
- ②利用方法が「公正な慣行」に合致していること
- ③利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- ④引用部分についてカギ括弧などを付して明確にすること
- ⑤著作物の題名、著作者名などの出所を明示すること

教育機関における複製（法35条1項）



- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 授業を担当する教員やその授業を受ける学習者自身がコピーすること
- ③ 本人（教員または学習者）の授業で使用すること
- ④ コピーは授業で必要な限度内の部数であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ その著作物の種類や用途から判断して、著作者の利益を不当に害しないこと
- ⑦ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

まとめ



他人の著作物（保護期間内にあるもの）を利用するにあたっては、自分の著作物でないものを利用する際には、権利制限規定が定める例外に該当する場合を除いて、著作権者の了解を得ることが必要。

権利侵害に対する罰則



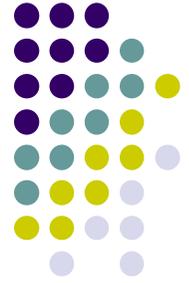
1. 民事責任

- 侵害行為の差止請求
- 損害賠償の請求

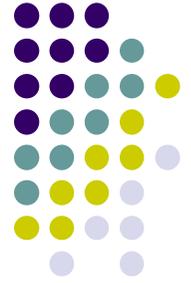
2. 刑事責任(権利者の告訴に基づく)

- ・ 10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
- 「懲役刑」と「罰金刑」は併科可

Ⅱ. デジタル・アーカイブとは？



図書・出版物，公文書，美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し，インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み。



Ⅲ. デジタル・アーカイブと著作権

著作物のアーカイブ化の主な問題点



- 主として著作財産権が問題となる。
- 著作権がある資料を電子機器や媒体に「蓄積」すること(アーカイブ化)は、「複製」に該当し複製権(法21条)が働く。
- インターネットなどを通じて不特定または多数の者へ送信することについて、公衆送信権(法23条)が働く。

アーカイブ化に関する権利制限規定の拡大 1/3



- ・国立国会図書館における所蔵資料の電子化
(法31条2項) * 平成21年改正

改正前の著作権法では、現に損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみ可能であった。

法改正の内容：国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化できる



出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存され、将来の世代に引き継ぐことが可能

アーカイブ化に関する権利制限規定の拡大 2/3



国立国会図書館における絶版等資料の公衆への提供（法31条3項）＊平成24年改正

改正の内容：以下の行為について，著作権者の許諾なく著作物の利用を可能とした。

- ①国立国会図書館による送信先図書館等に対するインターネット送信
- ②送信先図書館等による利用者の求めに応じたインターネット送信された資料の一部複製

<しかし，一定の限定>

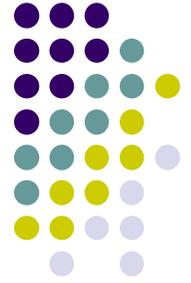
- 送信先・・公立図書館，大学図書館等
- 対象出版物の範囲・・絶版等資料

アーカイブ化に関する権利制限規定の拡大 3/3



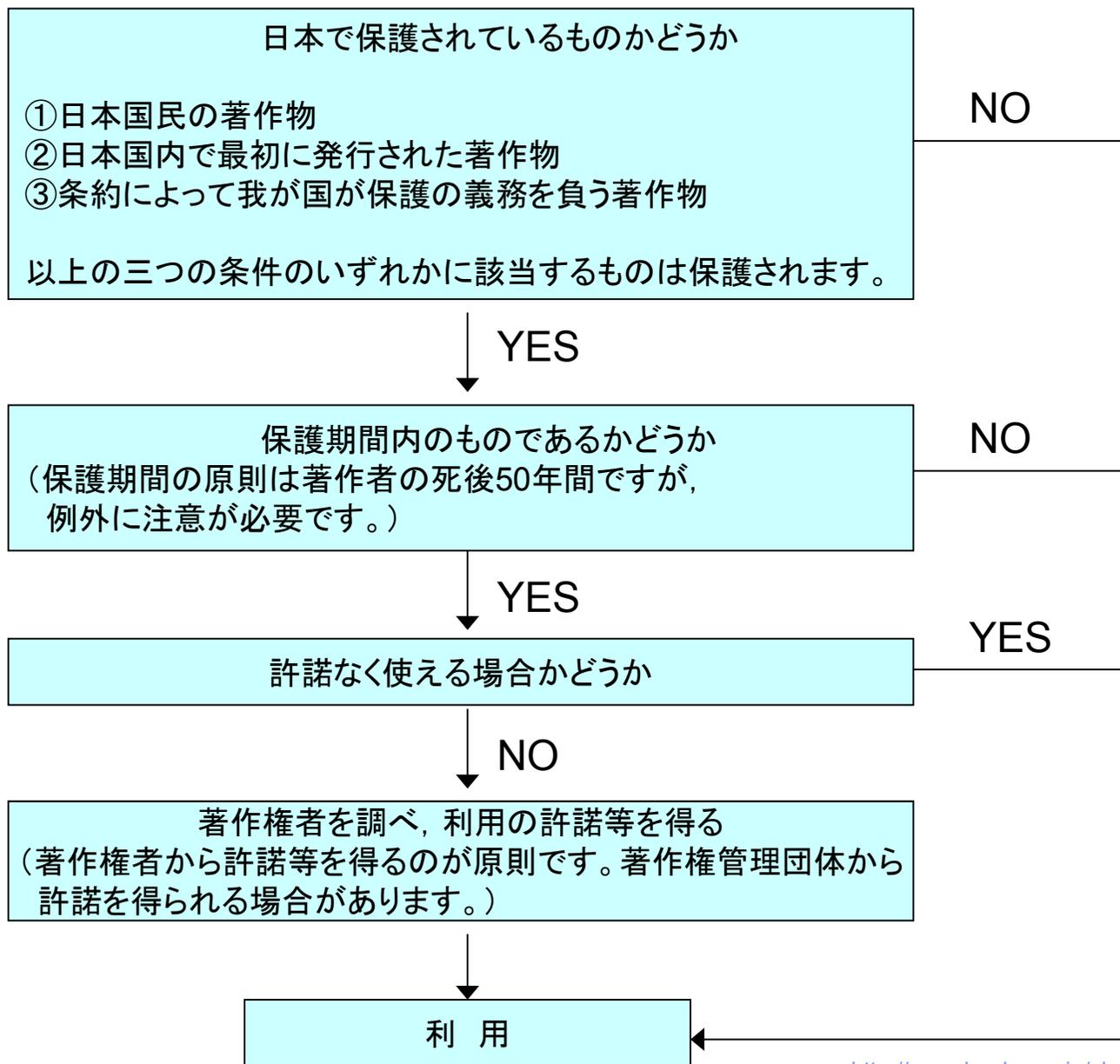
- ・国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製（法42条の4）

→国等の提供するインターネット資料が国民への情報伝達的手段として重要にある状況に鑑み、国立国会図書館が一定の条件のもと、国等の提供するインターネット資料を収集する行為及び複製する行為を著作権の制限として新たに規定した。



IV. 著作權處理

著作物の利用方法 1/2 (手順)



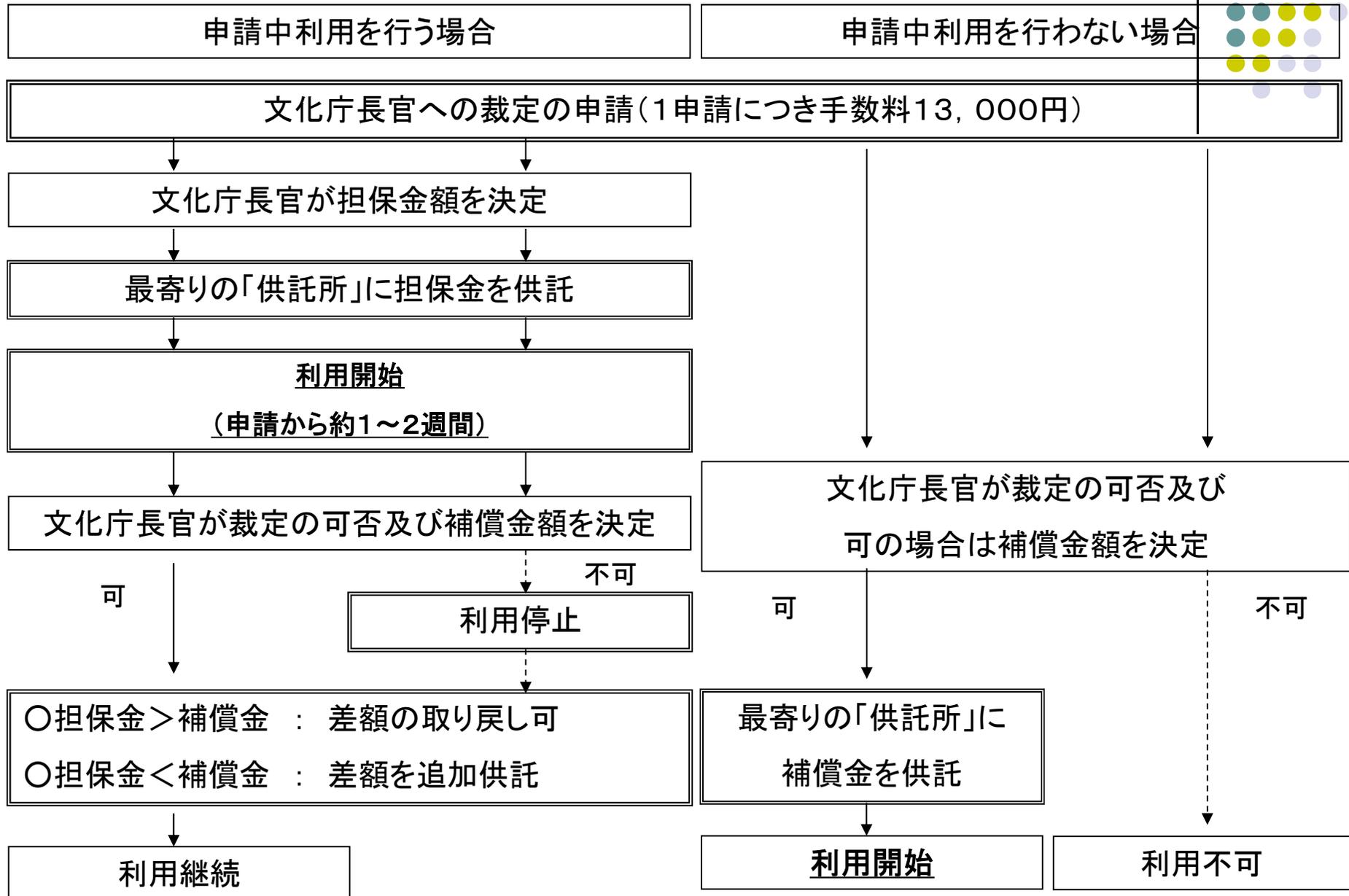
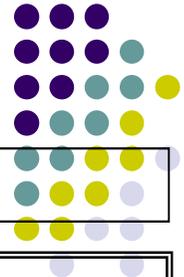
著作物の利用方法 2/2



- ① 著作権者から著作物の利用について許諾を受ける。
- ② 出版権の設定を受ける。
- ③ 著作権の譲渡を受ける。
- ④ 文化庁長官の裁定を受ける(法67～69条)。

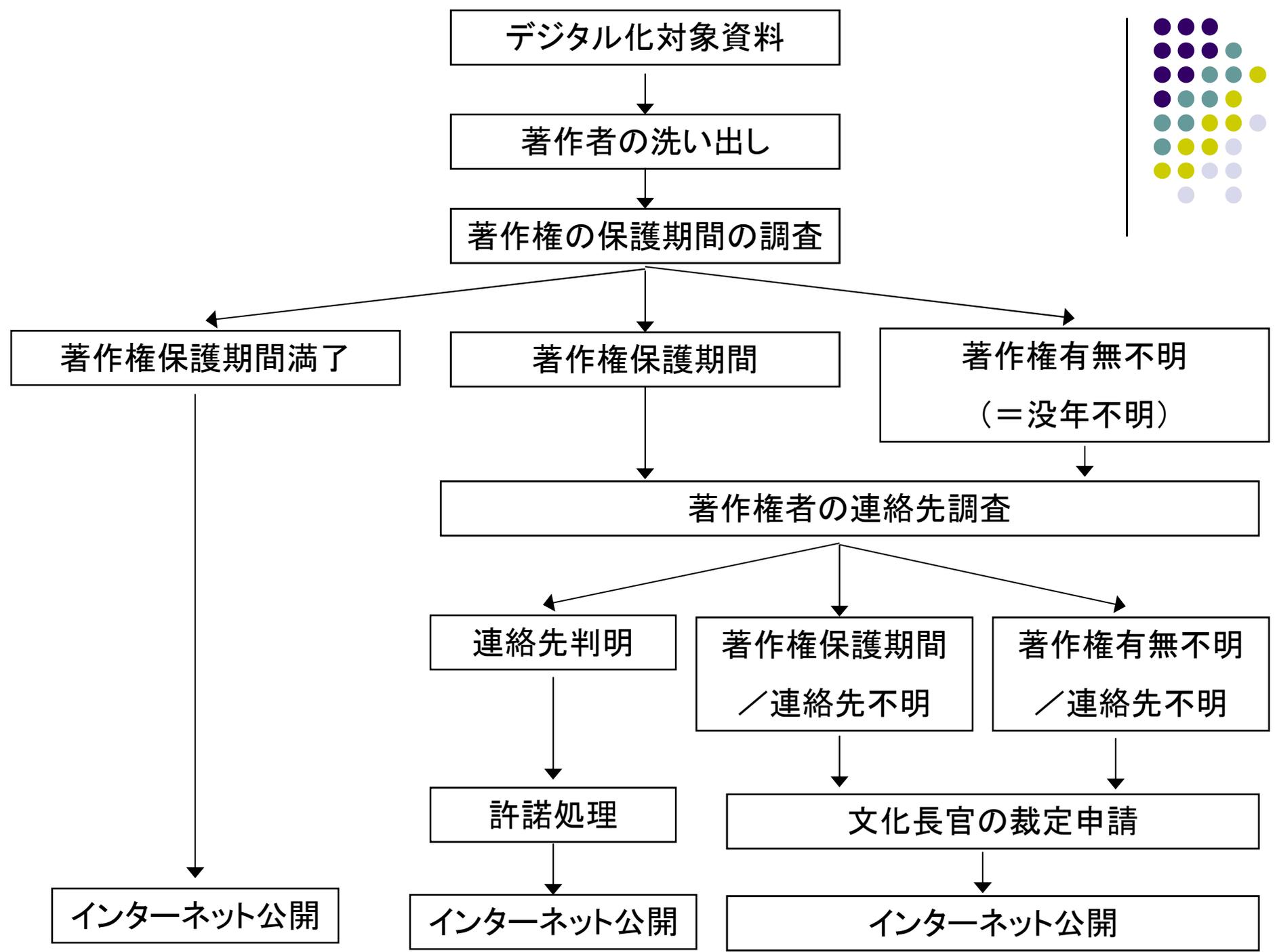
文化庁長官の裁定手続の流れ

権利者と連絡が取れなかった場合



著作権処理手続の流れ (国立国会図書館の例)





※平成24年3月26日総務省「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」